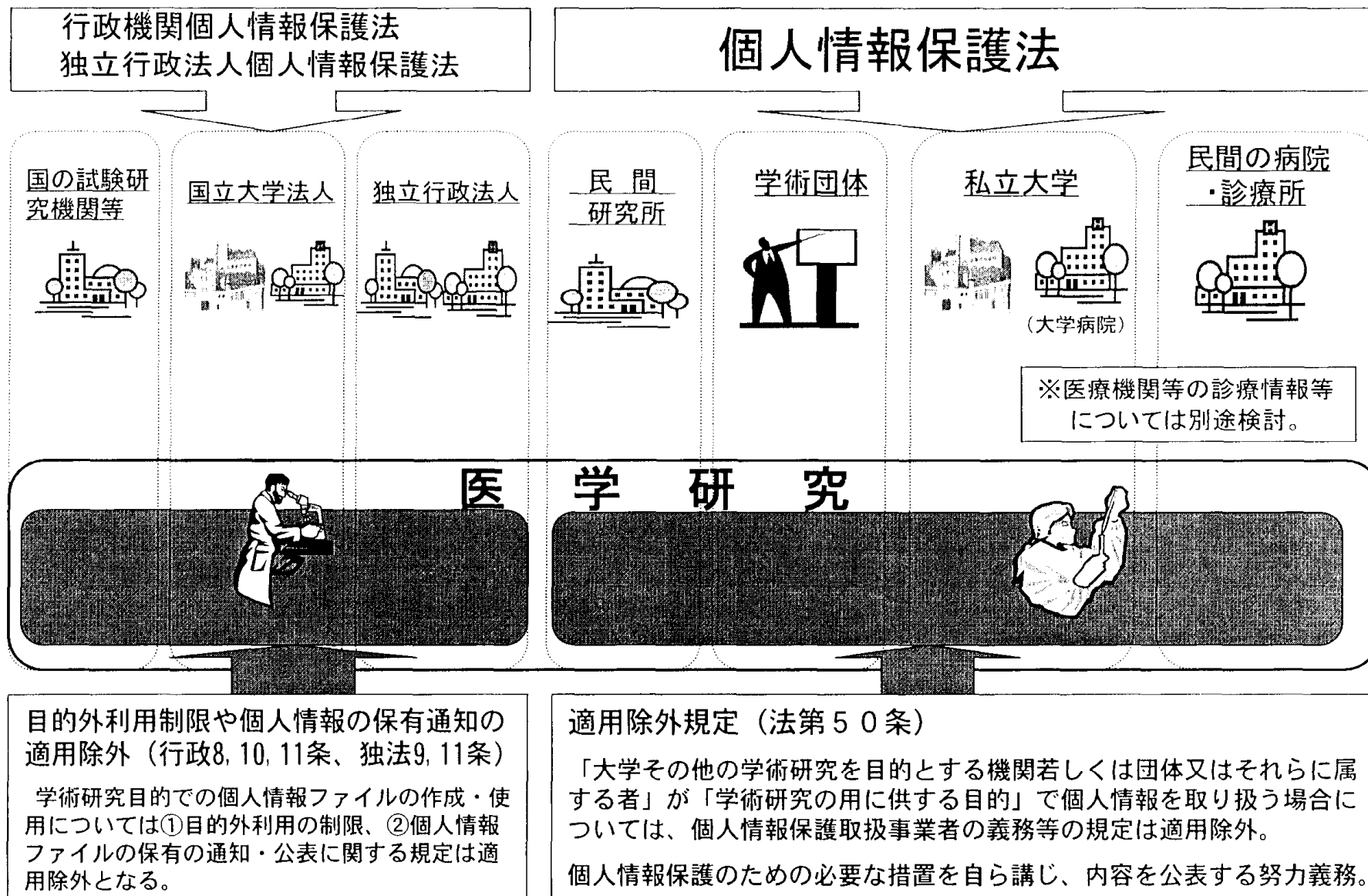


個人情報保護法の適用除外について(イメージ)

(注)この図は、法の適用関係を分かりやすく示すため、簡潔に記載しており、厳密性に欠ける点もある。



※地方公共団体が設置する機関(公立研究所、公立病院等)については、各地方公共団体において、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策が講じられることとなる。